

商品(食料品)の納入にかかわる取引方法条件の提示(仕様書)

1. 取引方法及び条件等について

社会福祉法人やずを「甲」、取引業者を「乙」とする。

①商品の発注と納入

甲は、甲と乙で定めた注文書に商品の必要数量等を記入し、指定日の5日前までに乙に送付(FAX)することにより発注する。甲は商品によっては、数量・グラム指定し小分にして申し込む場合がある。乙は、甲より発注された商品を、指定日までに、甲の4施設(所在地は下記に記載)に納入する。

②見積書の提出について

乙は毎年度、甲が指定する商品等について見積書を提出する。概ね3カ月毎に、価格を見直した見積書を提出することとする。

③地元の食材の提供について

乙は、地元の食材(八頭町、鳥取県内)の提供に努める。

④納入代金の支払いについて

乙は毎月末日をもって納入代金を締切り、翌月14日までに請求書をもって請求し、甲は同月末日までに乙の指定する銀行口座へ振込により支払う。

⑤衛生面の遵守事項について

乙は、商品による事故防止のため、従業員の健康管理に努め、納入品の品質管理と衛生管理に万全を期し、誠実に納品する。

2. 取引価格等について

①鮮魚、生野菜類等の日々価格が変動する商品については、可能な範囲で市場状況の情報を提供する。また、価格の安定的な魚類、肉類、野菜類がある場合も同様に情報を提供する。乙は、市場調査を行い良質かつ安価な商品の納入に努める。

②甲は、納入商品について、適時市場価格調査を実施し納入商品の価格が妥当であるか確認する。乙は、甲が価格調査等についての情報提供を求めた場合は、協力をする。

3. 甲と乙の定例会議の実施

甲の栄養科職員等と乙の担当者等は、定期的に会議を実施し、お互いの要望等の意見交換を実施し、甲の入所者・利用者へのサービス向上につながる食材の提供に努める。甲と乙は、取引が円滑に行うことができるよう建設的な会議を継続していく。

4. その他

契約期間、契約の解除、損害賠償等を含む上記以外の事項については、契約前に甲と乙が協議し決定する。

施設名	住所
介護老人保健施設 すこやか	鳥取県八頭郡八頭町宮谷123
特別養護老人ホームすこやか	鳥取県八頭郡八頭町宮谷174-1
ケアハウス すこやか	鳥取県八頭郡八頭町宮谷165-1
介護老人施設 きたやま	鳥取県八頭郡八頭町北山159-1